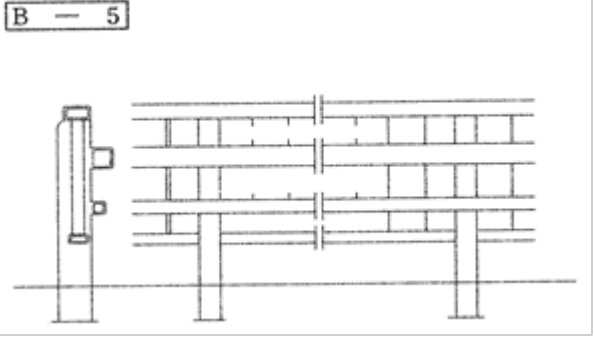
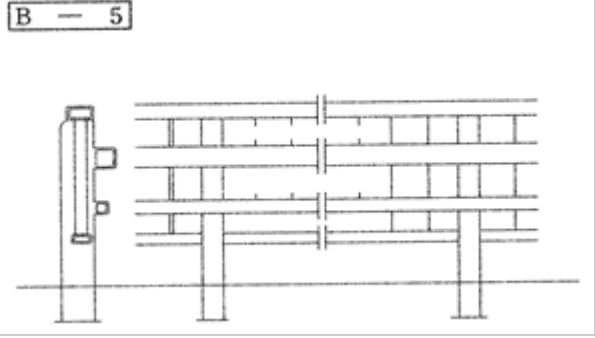
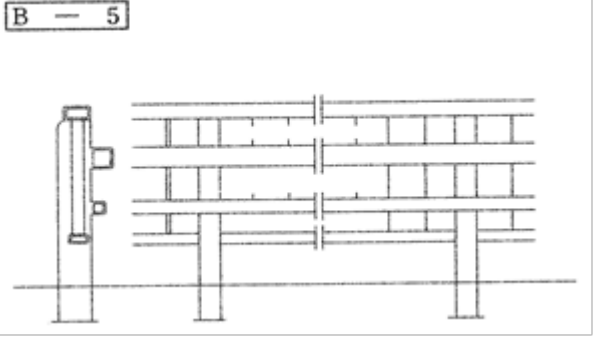
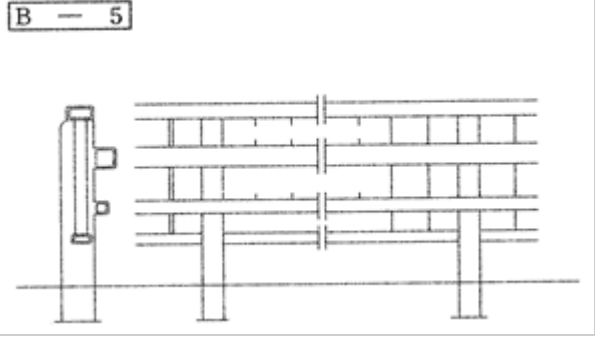


頁	新(改正後)	旧(現行)																																																												
IV-7-①-13 (②543)	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                      **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。                      ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                      なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                      (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                      (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                      工場製作における工数単価(直接労務費)は26,100円とする。</p> <p><b>4. 横断歩道橋製作費</b>                      4-1 製作工数                      (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。                      製作工数 = <math>(A \times a) \times (1 + \beta) + (B \times b) \times (1 + \beta) + (C \times c) \times (1 + \beta) + (E \times e) \times (1 + \beta) + D \times d</math></p> <p>A：桁本体部の重量                      a：桁本体部の標準工数(表 4.1)                      B：階段部の重量                      b：階段部の標準工数(表 4.1)                      C：斜路の重量                      c：斜路の標準工数(表 4.1)                      D：支柱の重量                      d：支柱の標準工数(表 4.1)                      E：高欄の重量                      e：高欄の標準工数(表 4.1)                      β：桁・階段・斜路・高欄の曲線橋補正率(表 3.10)                      (注) 曲線補正率については、3-1 に準ずる。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">平成27年3月4日迄起工適用</div>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                      **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。                      ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                      なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                      (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                      (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                      工場製作における工数単価(直接労務費)は26,100円とする。</p> <p><b>4. 横断歩道橋製作費</b>                      4-1 製作工数                      (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。                      製作工数 = <math>(A \times a) \times (1 + \beta) + (B \times b) \times (1 + \beta) + (C \times c) \times (1 + \beta) + (E \times e) \times (1 + \beta) + D \times d</math></p> <p>A：桁本体部の重量                      a：桁本体部の標準工数(表 4.1)                      B：階段部の重量                      b：階段部の標準工数(表 4.1)                      C：斜路の重量                      c：斜路の標準工数(表 4.1)                      D：支柱の重量                      d：支柱の標準工数(表 4.1)                      E：高欄の重量                      e：高欄の標準工数(表 4.1)                      β：桁・階段・斜路・高欄の曲線橋補正率(表 3.10)                      (注) 曲線補正率については、3-1 に準ずる。</p>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									
②543	IV-7-①-13	②543 IV-7-①-13																																																												

頁	新(改正後)	旧(現行)																																																												
IV-7-①-13 (2543)	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。                  ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                  (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                  (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                  工場製作における工数単価(直接労務費)は 26,200 円とする。                  平成27年3月5日以降 26,200 円</p> <p><b>4. 横断歩道橋製作費</b>                  4-1 製作工数                  (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。                  製作工数 = (A × a) × (1 + β) + (B × b) × (1 + β) + (C × c) × (1 + β) + (E × e) × (1 + β) + D × d</p> <p style="margin-left: 20px;">A：桁本体部の重量                  a：桁本体部の標準工数(表 4.1)                  B：階段部の重量                  b：階段部の標準工数(表 4.1)                  C：斜路の重量                  c：斜路の標準工数(表 4.1)                  D：支柱の重量                  d：支柱の標準工数(表 4.1)                  E：高欄の重量                  e：高欄の標準工数(表 4.1)                  β：桁・階段・斜路・高欄の曲線橋補正率(表 3.10)                  (注) 曲線補正率については、3-1 に準ずる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">平成27年3月5日以降起工適用</div>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。                  ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                  (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                  (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                  工場製作における工数単価(直接労務費)は 26,100 円とする。</p> <p><b>4. 横断歩道橋製作費</b>                  4-1 製作工数                  (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。                  製作工数 = (A × a) × (1 + β) + (B × b) × (1 + β) + (C × c) × (1 + β) + (E × e) × (1 + β) + D × d</p> <p style="margin-left: 20px;">A：桁本体部の重量                  a：桁本体部の標準工数(表 4.1)                  B：階段部の重量                  b：階段部の標準工数(表 4.1)                  C：斜路の重量                  c：斜路の標準工数(表 4.1)                  D：支柱の重量                  d：支柱の標準工数(表 4.1)                  E：高欄の重量                  e：高欄の標準工数(表 4.1)                  β：桁・階段・斜路・高欄の曲線橋補正率(表 3.10)                  (注) 曲線補正率については、3-1 に準ずる。</p>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									
2543	IV-7-①-13	2543 IV-7-①-13																																																												